

## 基準 4 - 2

2023/12/31 更新

### 4 - 2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

1つの授業科目の開設単位数については規定がありませんので、1単位科目でも差し支えありません。

#### ◆再課程認定質問回答集 (No.55)

Q 小学校一種において、教科に関する専門的事項と各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）が合わせて30単位ということだが、新設の外国語についての教科に関する専門的事項1単位、教科の指導法外国語を1単位の開講としても、総単位数が満たせれば問題無いか。

A 問題ない。

教科に関する専門的事項に関する科目と教科の指導法の最低修得単位数の規定がないため、両者の単位数の配分は大学に委ねられます。

#### ◆再課程認定質問回答集 (No.57)

Q 教職カリキュラムの「大きくくり化」について、小学校の場合、「教科の指導法」を全て必修として総計20単位という設定であれば、「教科に関する科目」に関しての必修単位数は10単位以上であればよいのか。

A 施行規則における「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修条件を満たしている限りにおいては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の各単位数は大学の裁量により設定することができる。

複合科目の取り扱いについて、「教科に関する専門的事項」や「各教科の指導法」における最低開設単位数や最低修得単位数に含めることはできないというのはおさえておくべきポイントです。

◆令和6年度開設用手引きQ&A (No.65)

Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。

A 施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。

◆令和6年度開設用手引きQ&A (No.66)

Q 「複合科目」の開設は必須なのか。

A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。

(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の指導法の開設が必要になります。

また授業内容については、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならないとされているため、授業において使用する参考書またはテキストにおいて小学校学習指導要領は必須となります。

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

◆再課程認定質問回答集 (No.81)

Q 教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マ

ネジメントを含む。) 」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいか。

A 一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教育の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。）

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が 50 人までの場合、以下の①～④にそれぞれ 1 人以上とし、これを含め①～⑤で合計 8 人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に 1 人以上、②～④及び教育実践に関する科目のいずれかに 1 人以上とし、これを含め①～④で合計 4 人以上とする。

また、入学定員が 50 人を超える場合は、50 人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて 2 人増員しなければならない。

なお、3 (7) の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の 4 分の 1 の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する 1 人（短期大学の専攻科にあつては①の 1 人及び②～④の 1 人）については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。

①「教科に関する専門的事項」

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。